

～CT・MRI等の医療機器を設置・更新される医療機関の方へ～

長野県では、令和2年3月に県の外来医療に係る医療提供体制確保の方針を定めた「長野県外来医療計画」を策定しました。本計画では、地域で必要な検査等が行える体制を確保するため、医療機器の共同利用を進めることとしています。

医療機器の共同利用推進のため、CT・MRI等の医療機器を設置・更新される医療機関の皆様には、「医療機器共同利用計画書」をご提出いただくこととしました。大変お手数ですが、長野県外来医療計画の趣旨をご理解いただくとともに、計画書の提出にご協力をお願いします。

なお、ご提出いただきました計画書の内容につきましては、該当圏域の「地域医療構想調整会議」において資料として公表する場合がございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

- 1 対 象 令和2年12月1日以降に下記の医療機器を設置・更新する病院及び診療所
(歯科診療所を除く)

【対象医療機器】

- ①CT ②MRI ③PET (PET-CT 含む)
- ④マンモグラフィ ⑤放射線治療装置 (リニアック・ガンマナイフ等)

- 2 提出書類 「医療機器共同利用計画書」 (以下のウェブサイトからダウンロード可能です)

(URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/gairaiiryo.html>)

- 3 提出期限 機器を設置した日から10日以内

(診療用エックス線装置設置届と同じ期限としています。MRIについては設置届の提出不要ですが、共同利用計画書のみ提出をお願いします。)

※令和2年4～11月までに設置した機器がある場合も、提出にご協力願います。

- 4 提出方法 所管の保健福祉事務所へ提出

- 5 そ の 他 長野県外来医療計画本文については、以下のURLに掲載されています。

(URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kenko/iryo/shisaku/2ndsogokeikaku2.html>)

【留意事項】

- 共同利用とは、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合も含まれます。
- 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではありません。

【問い合わせ先】

長野県健康福祉部医療政策課企画管理係
電話番号：026-235-7145